

# お知らせ



## 問合せは直通電話で

役場への電話(☎と記載)は、N T T電話もケーブル電話も同じ番号で担当の課に直通でつながります。N T T電話のみは、☎と記載してあります。

## ケーブル電話

南条・今庄地区↓河野地区、河野地区↓南条・今庄地区へかけるときは電話番号の前に**166**をつけてください。



## 暮らし

### 福祉タクシー代助成

重度障害者の方にタクシー代を助成します。

**対象者**(車を運転できる方と施設入所者は対象外)

- ①身体障害者手帳1級の方
- ②身体障害者手帳2級の下肢・体幹・視覚障害の方
- ③療育手帳A1またはA2の方
- ④精神手帳1級または2級の方

## 助成内容

小型初乗運賃相当のタクシー券を「月2枚×申請月から3月までの月数」を交付します。ただし、8月中に申請された方は、1年分24枚を交付しますので、早めに申請してください。

## 問合せ

保健福祉課  
☎47・8007

### 母子家庭等児童 高校通学費等助成

母子家庭等児童の高校等の通学にかかる費用および授業料の一部を助成します。

## 助成内容

- ①通学費 通学に要するJRおよび路線バス等の公共交通機関における6カ月定期券等購入費用の一部
- ②授業料 福井県立高等学校授業料の一部

**助成割合** 助成対象額(通学費等)の1/2

**該当要件** 母子家庭等医療費受給の対象となっている方

## 申請時期

上半期の申請  
10月1日(木)～10月30日(金)

下半期の申請

3月2日(火)～3月31日(水)

## 提出書類

- 申請書
  - 通学証明書  
(地元民生委員の証明が必要)
  - 学生証および定期券の写し
- 上半期は4月から6カ月の定期券等の写し、下半期は10月から6カ月の定期券等の写しを添付

## 問合せ

保健福祉課  
☎47・8007

### 特別児童扶養手当 児童扶養手当

## 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

## 対象児童

- 20歳未満で1級または2級障害がある児童
- ※障害を事由に年金を受け取る児童や児童福祉施設に入所している児童は対象となりません。

## 所得制限

手当を受けようとする方の前年(1月から7月までの請求分は前々年)の所得が一定額を超えた場合、支給が停止されます。また、

手当を請求する方と同居している配偶者および扶養義務者の所得が一定額を超えた場合も支給が停止されます。

## 児童扶養手当

父のいない家庭または父がほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭の児童の自立を図るため、その児童の母または母に代わってその児童を養育している方に支給されます。ただし、国民年金(老齢福祉年金を除く)、恩給、厚生年金などの公的年金を受けることができる方は支給されません。

## 対象児童

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で法に定める程度の障害を有し、次のいずれかに該当する児童
- ①父母が離婚した後、父と別れて生活している児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度障害の状態にある児童
- ④1年以上にわたり父から遺棄されている児童
- ⑤1年以上にわたり父が法令により拘禁されている児童
- ⑥父が生死不明の児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童

※児童福祉施設に入所している児童 など



児童、公的年金を受けられる児童および父に支給される公的年金の額の加算対象となっている児童は、対象となりません。

所得制限

手当を受けようとする方の前年（1月から6月までの請求分は前々年）の所得が一定額を超えた場合、支給が一部または全額停止されます。また、手当を請求する方と同居している配偶者および扶養義務者の所得が一定額を超えた場合も支給が停止されます。

◎該当する方は、申請が必要です。

問合せ 町民税務課

☎47・8015

家屋異動報告

平成21年1月2日以降に、新築・増築・取壊し等の家屋異動がある場合（異動予定がある場合を含む）は、区長さんを通じて文書による調査を実施しますので、報告をお願いします。公正で適正な課税をするため、報告もれがないようご協力ください。なお、平成21年1月1日以前の建築で未評価の家屋や取壊しの届出がされていない家屋がある場合は、併せて報告してください。

問合せ 町民税務課

TEL 47-8014



行政相談

行政相談は、国や県、町など行政に対しての意見や要望を受け、その解決や実現を図るとともに、行政運営の改善に反映させていただきます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

【8月の行政相談】

●河野総合事務所

8月3日(月)

午後1時30分～午後3時

相談員 網田 浩淳さん

問合せ 企画財政課

☎47・8013

無料法律相談

専門の相談員が相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください（事前の予約が必要です）。

日時 8月4日(火)

午後1時～午後4時

場所 南条保健福祉センター

相談員 村上 昌寛 弁護士

申込み・問合せ

南越前町社会福祉協議会南条本所

TEL 47-13767



天体観望会

ペルセウス座流星群をみよう

毎年、お盆のころ（8月13日前後）になると、「ペルセウス座流星群」の活動が活発になります。この流星群は毎年安定した活動を見せてくれます（悪天候時はプラネタリウムを見ます）。

日時 8月12日(水)

午後8時～午後10時

場所 河野天文学習館

問合せ 教育委員会河野事務所

☎48・7711

南条地区テニス大会

日時 8月30日(日)

午前8時30分～

場所 花はす温泉そまやまテニスコート他

参加資格 町民または町内に勤務する方（中学生以下は不可）

種目 一般男子、一般女子ダブルス

試合方法 男女別トーナメント戦

申込方法 教育委員会へ申込書を提出してください（当日会場での申込可）。

※2名1組での参加が原則、1名で

※2名1組での参加が原則、1名で

の参加も可。ラケット、シューズは各自で用意。

申込み・問合せ

教育委員会 ☎47・8005

シルバー&レディース運転者講習会

事故防止を目的に、高齢者や女性ドライバーの運転技術・マナー向上のための交通安全講習会が開催されます（参加無料・昼食付）。

日時 9月6日(日) 午前8時～

場所 中部自動車学校

対象者 一般免許所有者（原付を除く）・自車持込み

定員 40名

申込方法 ハガキまたは電話で住所、氏名、年齢、電話番号を連絡してください。

申込締切 8月21日(金) 先着順

申込み・問合せ

県自家用自動車協会越前支部

TEL 22-6034

林道ウォークin南越前町

日時 9月27日(日)

集合場所 今庄365スキー場

参加料 50円/人(保険料)

受付開始 午前9時～

開会式 午前9時30分～

出発時間 午前10時  
募集定員 200人  
募集期間

8月3日(月)～8月31日(月)  
コース 今庄365スキー場(木ノ芽峠周辺(往復5km))

問合せ

福井県丹南農林総合事務所林業部  
TEL 23-4545 (内線291・292)



その他

金婚を迎えるご夫婦は  
申請をしてくださ

9月から10月の敬老会において(南条地区10月9日(金)、今庄地区9月18日(金)、河野地区9月15日(火))、今年、金婚をお迎えのご夫婦に、ささやかなお祝いをさせていただきま

す。希望される方は、事前に申請し

てください。

夫婦

申請期限 8月14日(金)

問合せ

保健福祉課  
今庄・福祉推進G ☎47・8007  
河野・福祉推進G ☎45・8001  
☎48・7704

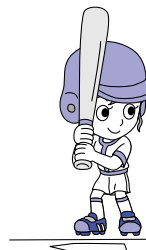
スポーツ・大会の結果

第5回今庄地区総ぐるみソフト  
ボール大会 (敬称略)

開催 7月12日(日)

今庄グラウンド他

- ①北府 ②山王・日吉
- ③八飯B、立石



診療所休診のお知らせ

今庄診療所 ☎45・0030

河野診療所 ☎48・2610

今庄診療所

■8月14日(金)、15日(土)は  
休診となります。13日(木)  
は、通常どおり午前中は診察、  
午後は休診です。

■お盆休診時も医師が昼夜勤務  
しています。急病時や往診な  
どお気軽にご相談ください。

河野診療所

■8月13日(木)から15日(土)  
は休診となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理  
解とご協力をお願いします。

医療費助成制度のお知らせ

問合せ  
町民税務課  
☎47・8015

町では、医療機関で支払った医  
療費(保険適用分)等を助成して  
います。助成制度の対象となる方  
(家庭)は、申請が必要です。必  
ず申請をしてください。

医療費受給者証の更新

母子家庭等、父子家庭、重度障  
害者(児)等の医療費受給者証の  
有効期限は、7月31日(金)です。  
更新の手続きをしてください。

※本人または扶養義務者の所得が  
一定額を超えた場合、医療費の助  
成は受けられません。

受付期間

8月7日(金)まで  
午前8時30分～午後5時30分  
(土曜日・日曜日は除く)

※ただし、7月31日(金)、8月  
3日(月)は午後8時まで受付  
けます。

受付場所

町民税務課

持ち物

各総合事務所生活企画G  
医療費受給者証、健康保  
険証または組合員証、印  
鑑、通帳、障害者手帳等

※本人および家族の方で、平成21  
年1月1日現在南越前町に住所  
がなかった方は所得証明書が必  
要です。





# 山海里

## 消防フェスティバル

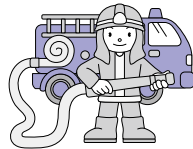
町民の皆さんに、南消防署の庁舎および消防施設を広く開放します。「さあ、体験から学ぼう!」をテーマに、楽しみながら防火・防災意識を高めて頂きたいと思えます。

日時 8月30日(日)  
午後1時～午後3時30分

場所 南消防署

### ◆体験コーナー

- ☆はしご消防車搭乗体験
- ☆地震体験
- ☆ミニ消防車搭乗体験
- ☆煙体験
- ☆放水体験
- ☆水消火器防火的当て
- ◆展示コーナー
- ☆消防車・救急車展示
- ☆防災・救急品展示
- ◆消防団員および町婦人会の防火そば打ち
- ◆消防音楽隊演奏会 午後2時～
- ◆事故車両からの救出訓練 午後2時30分～



救助資機材を駆使し救出する姿をご覧ください。

問合せ 南消防署

☎45・0119

## 年金のお知らせ

問合せ 武生社会保険事務所 Tel. 23-1124  
町民税務課 ☎47・8015

平成21年度  
国民年金保険料免除・納付  
猶予申請受付中!

所得が少ないなど、保険料を納付することが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### 免除制度(全額免除・一部免除)

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定以下の場合に、申請手続きをすることで、保険料の納付が全額または一部免除されます。

なお、一部免除(一部納付)は、保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

### 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得が一定以下の場合に、申請手続きをすることで、保険料の納付が猶予されます。

★全額免除制度と若年者納付猶予制度は、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年からは本人の申請手続きが不要になります。

民間事業者による納付案内実施中(振り込め詐欺ではありません)

社会保険庁が業務委託した民間事業者(㈱トライアイ)が、国民年金加入者の方へ電話による納付案内を行う場合があります。平日だけでなく、土曜日・日曜日・夜間にも実施しています。振り込め詐欺ではありませんので、ご安心ください。

※指定する口座等へ振込みを依頼することはありませんので、振り込め詐欺等にはくれぐれもご注意ください。

また、法律にもとづく個人情報保護には万全を期しており、厳格な安全管理措置を講じています。

60歳から65歳未満の方へ  
老齢基礎年金の年金額を増やしませんか?

老齢基礎年金の年金額は、20歳から60歳まで40年間(480カ月)保険料を納付することで、満額の792,100円(平成21年度)となります。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額が少なくなります。

このため、本人の申し出により60歳から65歳までの5年間に保険料を納めることで、65歳から受け取れる老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。対象となるのは、次の3つの要件を満たす方です。

### 任意加入制度対象者

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
  - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
  - ③20歳から60歳までの保険料の納付月数が480カ月未満の方
- 保険料額(平成21年度)  
月額14,660円

